

## 県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 郷右近 浩

- 1 日時  
平成26年8月5日（火曜日）  
午前10時1分開会、午前11時33分散会
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
郷右近浩委員長、佐々木茂光副委員長、工藤勝子委員、城内愛彦委員、大宮惇幸委員、  
及川幸子委員、高橋但馬委員、小野寺好委員、五日市王委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
菊地担当書記、木村担当書記、小笠原併任書記、菊池併任書記
- 6 説明のため出席した者  
企業局  
佐々木企業局長、畠山次長兼経営総務室長、丹野技師長、  
細川経営総務室経営企画課長、野崎業務課総括課長、榮田業務課電気課長
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
継続調査（企業局関係）
  - (1) 電力システム改革の動向について
  - (2) 工業用水道事業の収支見通しについて
- 9 議事の内容  
○郷右近浩委員長 おはようございます。ただいまから県土整備委員会を開会いたします。  
この際、先般の人事異動により新たに就任された方を御紹介いたします。佐藤県土整備  
部長から新任の職員を御紹介願います。  
○佐藤県土整備部長 県土整備部の新任職員を御紹介いたします。  
箱石知義空港課総括課長でございます。どうぞよろしく願いいたします。  
○郷右近浩委員長 御苦労さまでした。  
以上で人事紹介を終わります。  
これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程のとおり、  
電力システム改革の動向について及び工業用水道事業の収支見通しについて調査を行いま

す。

調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、説明はパワーポイント等を使用して行うとのことですので、あらかじめ御了承願います。

初めに、電力システム改革の動向について調査を行います。当局から説明を求めます。

○細川経営総務室経営企画課長 本日は、現在国が進めております電力システム改革について、その概要と動向について御説明いたします。

本日の説明概要です。最初に、本題にあります電力システム改革の動向について、改革の概要とそれに伴う電気事業法の改正内容について、三つの段階ごとに御説明いたします。

次に、電力システム改革に伴う影響について、主として公営電気事業に関係する部分を抜粋して御説明いたします。

最後に、電力システム改革に伴う企業局の取り組みについて御説明いたします。

電力システム改革の全体像について、国ではまず電力システムに関する改革方針を昨年4月に閣議決定いたしました。この改革方針においては、電力システム改革の三つの目的を掲げ、この目的のもとで3本の柱からなる改革を行うこととしています。目的の一つ目は、安定供給の確保です。広域的な電力融通を促進し、再生可能エネルギーや自家発電などの多様な電源を供給源として活用しやすくするため、電気のやりとりの指令塔として広域的運営推進機関を創設します。

二つ目は、電気料金の最大限の抑制です。小売部門や発電部門の競争を促進して企業の創意工夫や経営努力を引き出し、料金の規制をなくすことで電気料金を最大限抑制し、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようにするものです。

三つ目は、需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大することです。誰からどのような電気を買うか、全ての利用者が自由に選べるようにし、これを企業のビジネスチャンスやイノベーションにつなげようとするものです。このため、電気のネットワークである送配電設備を誰でも公平に利用できるようにするため、送配電部門の中立性を確保します。

電力システム改革は、大きな事業体制の変革を伴うものであり、十分な準備を行った上で慎重に進めなければなりません。そのため改革の実施を三つの段階に分け、各段階で検証を行いながら実行することとしています。これからそれぞれの段階について順に御説明いたします。

まずは、改革の第1段階です。第1段階では、広域的運営推進機関を新たに創設、来年4月から業務を開始し、電源の広域的な活用に必要な送配電部門の整備を進めるとともに、全国で需給調整機能を強化していこうとするものです。この改革を実施するために電気事業法の一部を改正する法律については、昨年11月に成立しています。

その電気事業法の改正内容についてですが、本則に大きく三つの項目が盛り込まれています。①の広域的運営推進機関の創設については、次のスライドで詳しく御説明いたしま

す。

②の自己託送については、発電事業者が電力会社の送電線を利用して、自身の工場等に電気を送ることですが、これまで電力会社の自主的な取り組みとして行っていた送電サービスを義務として制度化したもので、本年4月1日から施行されています。

③の電気の使用制限命令に係る制度の見直しについては、新たに創設される広域的運営推進機関に需給逼迫時の調整機能を持たせたり、経済産業大臣が供給命令や供給勧告を発動することを可能としています。また、附則には改革の第2段階、第3段階に係る法案の提出時期やその実施時期等が定められています。

次に、広域的運営推進機関の創設について具体的に御説明します。現行の制度では、送配電線の整備や需給管理については、各電力会社があるエリアごとに行うのが原則となっています。新たに創設する広域的運営推進機関は、来年4月に業務を開始し、全国的規模で電力の需給調整を行うための司令塔の役割を担います。この機関が将来の需要を見通し、それに対応する供給の計画策定や送電線の増強計画の策定に関与することによって、電気の周波数が異なる東日本と西日本間で電力融通を可能とするインフラが増強されるほか、北海道から東京都に風力発電の電気を送ることなど、再生可能エネルギーの広域的な活用にも期待されています。また、電力の需給逼迫時には、区域を越えた電気の供給や個別の発電所へたき増しの指示をすることにより停電が生じにくくなると考えられています。

次に、第2段階となる改革に進みます。2016年の実施を目指して小売の全面自由化や卸規制の撤廃などが実施されます。なお、この改革に伴う法案は、ことしの通常国会で提出され、6月に成立しています。

また、小売が全面自由化されるといっても料金規制を撤廃するには電力会社間の競争の進展が前提となりますので、当分の経過措置期間が設けられています。

次に、第2段階の改正のかなめである小売の全面自由化について御説明します。契約電力が50キロワット以上の工場やオフィスビル等においては、2005年4月までに段階的に自由化されてきており、既に一般電気事業者以外の電気事業者、いわゆる新電力も参入しているところです。今回の改革では、一般電気事業者にしか参入が認められていない一般家庭などの規制部門を自由化し、全ての需要家が電力会社を自由に選択することを可能とするのが小売の全面自由化です。日本の消費電力量の約4割に当たる規制部門が自由化されることで、約7.5兆円の電力市場が開放され、全国で8,000万件を超える一般家庭などが新たな市場となるため、企業にとっては大きなビジネスチャンスになると考えられています。

この小売の全面自由化に伴い、四つの効果が期待されています。一つ目の効果は、家庭などの選択肢の拡大であり、例えば多様なメニューを持つ別の電力会社に乗りかえたり、電気自動車と電気の販売を組み合わせたセット販売など新しいサービスが生まれることも期待されています。

二つ目は、電気料金の最大限の抑制であり、電力会社間の競争が促進されることなどに

より、企業の創意工夫や経営努力を引き出すとともに、競争状況を見きわめた上での料金規制の撤廃や適切な市場監視をすることで電気料金が抑制できると期待されています。

そのほか需要家のライフスタイルに合わせた多様な料金メニューが設定をされ、需要家が無理なくスマートな省エネルギーの取り組みを行えるようになったり、小売部門と発電部門が全面自由化され、後で説明する事業類型も見直されることで各部門には新たなさまざまな事業参入が見込まれています。

改革の最終段階である第3段階です。2018年から2020年をめどに改革の本丸と称される送配電部門の法的分離が行われます。これに伴う法案は、来年の通常国会への提出を目指しています。また、この法的分離に当たっては、電力会社の組織の分離に向けた準備や電力の給電指令に係るシステムの対応など万全の備えが欠かせないことから、料金規制の撤廃と同様、相当の期間を事業環境等も十分に考慮した上で実施することとしています。

以上が電力システム改革の概要とそれに伴う電気事業法の改正内容になります。

次に、電力システム改革に伴う公営電気事業者への主な影響についてです。来年4月、広域的運営推進機関の業務の開始とともに、経済産業大臣による供給命令が見直されます。現行の電気事業法において、電気事業者に出される国からの供給命令は、災害、その他非常の場合に限定されていましたが、今回の改革に伴い、その発動要件、電気の安定供給の確保に支障が生じ、または生ずるおそれがある場合に拡充しています。また、電気事業者に供給命令を発動しても、なお電力需給の逼迫状況が改善されない場合には、公営電気事業者のように卸供給事業者に対しても供給命令の発動を可能としており、来年4月からこの運用が始まります。

次に、二つ目の影響についてです。小売の全面自由化に伴い、現在の電気事業法では発電から小売までを一貫して行う一般電気事業者、小売だけの特定規模電気事業者、発電だけの卸供給事業者といった区別をしていますが、これを発電事業者、送配電事業者、小売電気事業者の三つに再編し、ライセンス制が導入されます。これにより卸供給を行っている公営電気事業者が発電事業者のライセンスを取得することになります。また、新たに小売事業に参入しようとする場合に、小売電気事業者のライセンスを取得する必要が生じます。これらの事業者は、いずれも電気事業者として位置づけられるため、現在卸供給を行っている公営電気事業者の広域的運営推進機関の会員となる義務が生ずることとなります。

次に、三つ目の影響についてです。これまでの公営電気事業の料金には、卸供給料金算定規則に基づいて、ある一定の期間内に必要な原価を積み上げ、それに利潤を加えた、いわゆる総括原価方式で料金単価を算定してきたところであり、その前提として電気事業法が求める一般電気事業者との長期的な基本契約を締結して安定した経営を継続してきたところです。第2段階の改革となる小売への参入全面自由化を唱え、これまでの安定経営を下支えしてきた卸規制が撤廃され、電気料金は原則入札により決定することになります。新たな市場での競争を求められ、電気料金は電力市場の動向に委ねられることになるため、今後長期的な収益の見通しが立てにくくなり、経営の安定化が大きな課題となってくると

考えています。

次に、本県の取り組みについてです。昨年度は、8月から電力システム改革が進展することで生ずる影響を想定、整理し、今後の対応方針を検討する際に論点整理をすることを目的として、企業局本庁内で関係する職員が電力システム改革に係る勉強会を開催しながら、局内の情報共有や他県との意見交換などを行ってきました。また、全国26の都道府県、市で構成される公営電気事業経営者会議では、その専門委員会において調査研究を行ってきたところです。今年度は、4月、電力システム改革に係るワーキンググループを設置し、これまで6回開催し、電力システム改革に関する情報収集はもとより、局内の情報共有、ワーキンググループ内での調査研究を行ってきたところです。また、全国団体を通じて国や他県等の情報を収集しております。

なお、今後についてはどのような要件で入札していくかなどといった適切な経営の方向性を見定めていくため、検討を開始することとしています。

最後になります。企業局では、発電した電気の大部分を現在東北電力株式会社との間で電気事業法の規定に基づき、2010年から2020年までの10年間の電力受給に係る基本契約を締結して卸協定を行っていますが、この電気については遅くともこの基本契約が満了する2020年3月末までに、今後どのような形態で電気を供給していくのか、その方向性を見定めていく必要があると考えています。

一方、これまで説明してきたとおり、国が進める電力システム改革は電気事業にとって、これまでにない大きな変革をもたらす改革ですが、企業局では地域社会の発展と県民福祉の向上のために電力システム改革後においても中長期的に安定した収益を上げ、長期経営方針に掲げる組織力の向上のもと、経済性の確保を図ることはもとより、信頼性の確保や新規開発、地域貢献などに取り組むことが求められていると考えています。

以上で電力システム改革の動向についての説明を終了いたします。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○及川幸子委員 突然の説明だったと思います。実際、この改革というのは国の方針であり、企業局はそれに対応すると思うのですけれども、まず、国がこのようにしようと考えたのでしょうか。国がこの改革をしようと思ったその理由をお示しいただきたいと思います。

○細川経営総務室経営企画課長 基本的には、電力システム改革については国が主導して進めております。例えば私どもは、電気事業法という法律のもとで発電事業を営んでおりますけれども、電気事業法が改正されれば、また新たな改正された電気事業法のもとで発電事業を継続していくものと考えております。

○及川幸子委員 新たに改革の部分については考えていかなければならないと思うのですが、小水力発電事業とか風力、太陽光発電等、再生可能エネルギーの取り組みに対して、国や県は今後どのように補助しようとなさるのかお伺いいたします。

○細川経営総務室経営企画課長 国においては、まず再生可能エネルギーの普及促進のた

めに、御案内のとおり固定価格買取制度を平成24年7月にスタートしております。それによって、特に太陽光発電、いわゆるメガソーラーが全国でかなり普及している状況にあります。残念ながら水力発電とか地熱発電といったものの新たな開発ということについては、まだ表に出てきてはおりませんが、国内ではそれぞれの事業者が粛々と計画を進めていると聞いております。

○及川幸子委員 その太陽光発電ですけれども、電力の買い取り価格が一定で決まって進んでいるわけですが、今後、この改革によって、その買い取り価格も変わると思います。その辺について、お聞かせいただきたいと思います。

○細川経営総務室経営企画課長 固定価格買取制度の買い取り価格については、基本的にはこの電力システム改革とはまた別の視点で議論されるものと承知しております。それは、再生可能エネルギーの普及促進ということを目指す制度でございますので、太陽光だったり水力だったり地熱だったり、そういったものがどの程度普及していくのか、その普及の度合いによって買い取り価格、またそれに伴う技術革新がどの程度進み、いわゆる設備の価格がどの程度下がってくるのか、そういったことを総合して買い取り価格が検討されていると聞いております。

○及川幸子委員 新しい電力の供給という面では、新たな取り組みをどんどんやっていくと思うのですが、私はやはり東日本大震災津波の影響というのは大分大きいと思うのですが、安定的な電力供給の保障もままならぬままに、こういう改革を行うというのはどういうことなのでしょう。今、国において、安定的な電力供給の保障もままならない状況の中で、新しいこの改革を打ち出したというのはどういうことなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○細川経営総務室経営企画課長 東日本大震災津波の際は、特に太平洋沿岸の大規模な火力発電所が主に被災いたしました。それによって、広域的な停電が起こる事態になりました。それから、東北地方ではなかったのですが、特に関東地方においては需要に対して供給が追いつかないという、いわゆる需給逼迫という状況に陥って、計画停電という事態にも陥りました。地域を決めて順番に停電して需要を抑えようというものです。そういった経験を踏まえて、国では安定的に電力を供給することが大きな課題であると捉えております。そういったこともあって、今後、安定的に電力を供給していくためにはどうしたらいいのかといった観点からも、今回の電力システム改革を進めるというように承知しております。

○及川幸子委員 電力の安定的な供給ということですが、こういう大変暑さの続く中で、電力使用量を抑えるといっても大変だと思うのですが、このままですと電力需要はかなりの量です。そして、この中にもありました、電力が足りなくなるということです。新しい改革について、そういうところについては、どのようにお考えなのでしょうか。

○細川経営総務室経営企画課長 日本国内のエネルギーをどういうふうに賄うのかというエネルギーの基本計画は国で定めております。その中で、将来の日本のエネルギーをど

ういったものに頼っていくのか検討されていきます。例えば電気にしても発電するためのエネルギーが必要です。それぞれの例えば石炭を中心とする化石燃料、あるいは液化天然ガス、あるいは原子力もこれからどうなるかわかりませんが、そういったものも一つとして検討を進めていく。当然あと再生可能エネルギーをふやしていくといったことですとか、また、エネルギーの供給という観点で議論が進められていくと承知しています。今回の電力システム改革の中の議論は、ほとんど制度的な議論になっておりまして、電気事業法をどのように変えていくかという視点での議論が進んでおり、それによってどういうエネルギーで国内のエネルギーを賄っていくのかということについては、また別の議論と承知しております。

○及川幸子委員 最後になりますが、この改革について県民に対する周知というのはどのようになさるお考えなのか、最後にお聞きします。

○細川経営総務室経営企画課長 電力システム改革の先ほど第1段階、第2段階、第3段階と御説明いたしましたけれども、現時点で第2段階までの法律は改正されましたけれども、政令、省令については、まだ国のほうで詰めている最中ということもあって、まだ詳細に全てが明らかになっているわけではございません。そういった状況の中で、企業局が今後どうしていくのかについては、まさにこれからの議論となっております。国の省令等の詳細を見ながら、どういう形態がふさわしいのか、これから検討していきたいと考えております。そういった検討が進んでいった段階で、ある程度の一定の方向性が見出せた時点で、県としてこうしていくということを県民の皆様にも説明しながら御理解を得ていく必要はあると思います。

○佐々木茂光委員 今、及川委員のほうからもいろいろありましたけれども、今こういう改革が進められるのですけれども、岩手県にとってこれがどういうふうな形で影響が出てくるのでしょうか。影響というのは、いい面もあれば悪い面もいろいろあると思うのですが、その辺はどのように捉えていますか。先ほど言われたように、東日本大震災津波以降、本県の中で、再生可能エネルギーについて、いろいろな声が上がっております。県が独自の取り組みをしようにもできないのは、いろいろ事情があったかと思っておりますけれども、一旦こういう制度改革を国が打ち出した形の中で、企業局として再生可能エネルギー等にこれを結びつけられるような考えを一応持っているのかどうか、その辺をお示し願います。

○細川経営総務室経営企画課長 先ほど公営電気事業への三つの影響を御説明しました。この中で、特に三つ目の影響ということで、電気料金が従来の総括原価制度から原則入札により決定されるというお話をいたしましたけれども、それによって長期的な見通しが立てにくくなるという課題はあると考えております。また、一方では発電の部門や小売部門の自由化ということが進められますので、私どもが発電している水力、風力、太陽光などのいわゆる再生可能エネルギーに新たな価値を生み出す導入事業とか、そういったものも今後新たに出てくるのではないかと考えています。そういった再生可能エネルギーの価値

というものが価格に反映されていくなれば、それはまた一つの継続する方向なのではないかと考えております。

○佐々木茂光委員 エネルギーを考える議員連盟で、九州方面は比較的かなり早い時期から太陽光、それから風力発電が進められていると承知しています。どう見ても電力の需要というのは、我々のような地方に比べると都市部ははるかに量的な必要量があります。今、広域的な物の捉え方の中で、例えば関東地方周辺が足りないときは東北地方からも電気を回すような形でやっていきましょう、逆に東北地方が足りないときは、関東地方からの電気を回しましょうということになるのだけれども、それが今度電気料金をみたときに、それぞれの地方は一緒ではないと思います。地方によって電気料金の単価はいろいろあると思いますけれども、電気料金の単価が例えば東京と地方とで同じということはあるのですか。電気会社を選べるというのは、ひとつにそういうものの捉え方になるのですけれども、その辺はどういうふうに影響が出てくるのでしょうか。

○細川経営総務室経営企画課長 小売の電気料金については、これから小売市場が全面自由化されますので、たくさん電気の小売の会社が出てくると思います。既に 300 社を超えたと聞いておりますけれども、そういった会社がそれぞれ自分たちが売る電気、こういったもの、こういった種類でこういったエネルギーで賄った電気をこういう値段で売りますと、どうぞお使いくださいといった形の自由競争が始まると考えております。

そういった中で、今までになかった面、例えば極端な例ですけれども、当方の電気は 100%再生可能エネルギーで発電した電気でございますとか、環境をお考えのユーザー、電気の利用者にお使いくださいといったことも出てくるのではないかと期待しているところです。そういったことで、小売の電気料金の単価については本当に各社の創意工夫、あるいは競争に委ねられるというのを目指しているのが今回の電力システム改革であると考えております。

○佐々木茂光委員 そうしますと、発電するための施設に投資される企業なり電力会社がこれから多くなっていくという予想が立ちますか。

○細川経営総務室経営企画課長 発電部門については、先ほど申し上げたように発電事業者、送配電事業者、小売事業者の三つの類型に分類されますので、その中で発電部門も完全な自由化になるということでございます。例えば小売の事業者が 300 社を超えて、それぞれ供給していき、売るための電気が足りないということになれば、当然発電事業者のほうでも、それでは発電所を新たに建設して電気を供給しましょうということになると思います。逆に当面電気は供給過剰みだというような状況になれば、今度は発電所の新たな建設といったものが当面見送られるといったような事態にもなると想定されております。そういったことで、将来的に必要な発電所の建設というのは、いずれ誰かがやっけていかなくてはならないということが必要ですので、それは広域的運営推進機関を中心に、現在の競争とはまた別の視点で長期的な視点での建設計画を策定していくというふうに聞いております。



○佐々木茂光委員 そういった意味で、例えば岩手県の再生可能エネルギー事業として伸ばせる余地があるとは思わないのでしょうか。

○細川経営総務室経営企画課長 当然、先ほど御説明したように再生可能エネルギーによる電気の価値といったものも見直されてくるというふうにも期待しますので、そういったところで岩手県の再生可能エネルギーの電気を供給していきたいと思います。

○佐々木茂光委員 しっかりお願いします。岩手県の再生可能エネルギーについては、今、木質バイオマスを含めていろいろな形でエネルギーをつくり出そうという動きがそれぞれ出てきているようですので、やはりその辺を的確に捉えて、この事業にあわせて推進されるように期待したいと思います。

この間、先進的にエネルギーを考えている福島県の企業に、水道関係で聞いたところ、導水管という水の送水管がありますが、その中でプロペラを回して発電をしているということです。岩手県ではなく福島県と山形県と、たしか全国で3県ぐらいあるそうです。いろいろリスクもあるようでございますけれども、我々の気づかないそういうところまで小水力発電を含めて電力の発電に対してかなり目を向けているところもあるようですので、岩手県としても、あらゆるものを電力にかえられるようなものをもっと知らしめていってほしいという期待を込めてお話を終わりますけれども、所感がありましたらお願いします。

○佐々木企業局長 本県も再生可能エネルギーが豊富な県ということですので、まず企業局としては我々が一番技術を持っております水力発電でどのような開発ができるかということについては、いろいろ研究してまいりたいと思っております。既に胆沢第四発電所とか、今回の胆沢第三発電所を運転開始しましたけれども、維持流量とか、また頭首工の少ない落差を利用した小水力発電などをやっておりますので、そういった可能性も探っていきたいと思っております。

それから、農業部門でもかんがい施設を使った発電計画もございますし、それから県土整備部でもダムの開発だとか、そこには余った水もございますので、我々のノウハウをそういった各部局のほうにも提供しながら、県全体でそういう開発が進むように今後とも連携していきたいと思っております。

○工藤勝子委員 平成 26 年度の取り組み状況の説明がございました。ワーキンググループが設置されまして、話し合い、いろいろな情報を共有されていると思うのですが、このメンバーはやはり企業局内部の職員で構成されているのでしょうか。

○細川経営総務室経営企画課長 ことしのワーキンググループについては、企業局の本庁、経営総務室と業務課の主任主査、主査クラスの職員が中心となっています。

○工藤勝子委員 何名ぐらいなのでしょう。例えば今後いろいろな小水力発電、木質バイオマスなどの話になってくると、農林水産部の職員などもメンバーに入って、いろいろ検討する余地があるのではないかと思います。今、林業のほうで見ると、非常に松くい虫が多発しておりまして、その木をどう処理するかということが大きな課題になっております。農林水産部の課題だと思うのです。松くい虫は木全体に広まっていますので、例

えばそれを燃やした燃料で電気を起こすとか、いろいろな考え方があろうかと思うかもしれませんが、そういうメンバーと一緒に情報共有するという考え方はないでしょうか。

○細川経営総務室経営企画課長 今のワーキンググループについては、先ほど御説明した電力システム改革が今後どうなっていくのか、それに伴って私ども企業局の電気事業はどういうふうに進んでいっているのか、そこに絞って議論をしております。そういったことで、例えば新たな木質バイオマスへの取り組みといったところまでの議論は、いまだ想定していないという状況がございます。

○工藤勝子委員 メンバーは何人ですか。

○細川経営総務室経営企画課長 失礼しました。ワーキンググループは9名ということがございます。それから、例えば木質バイオマスについては、農林水産部が中心となって議論しておりますけれども、そういった中でも企業局の職員がメンバーとして入っている意見交換しております。

○工藤勝子委員 それから、他県の情報もとっていると思うのですが、他県の情報はどのように捉えられているのかお聞きいたします。

○細川経営総務室経営企画課長 同じ公営電気事業を営んでいる他県の企業局と、例えば、今、岩手県のワーキンググループではこんな整備をしているのだけれども、貴県はどうだろうかという格好で意見交換をしております。それぞれやはり各県の状況が少しずつ異なりますので、今のところそれぞれの県がどういうふうな方向に行くのかということまでは見えていない状況でございます。

○工藤勝子委員 岩手県だと水力発電が一番多いでしょうか。そして、風力発電だとか、今度太陽光発電も行うわけですが、他県の公営電気事業は何がメインになっているのでしょうか。

○細川経営総務室経営企画課長 現在公営電気事業を営んでいるのは26事業体でございますけれども、基本的には水力発電による電気の供給というのが主体でございます。

あとそのほか本県と同じように風力発電、あるいは最近ですとメガソーラーに取り組んでいるといった状況もございます。変わったところだと、ごみ発電に取り組んでいる例が2県ほどございます。

○城内愛彦委員 先ほどの説明のありました小売の全面自由化の中で、全体の6割が開放されているという説明だったと思うのですが、他の4割というのはどういうところに使われて、なぜ開放されていないのかということについて、勉強不足なので、補足の説明をお願いいたします。

○細川経営総務室経営企画課長 お手元の資料の9ページをごらんいただければと思います。電気の利用者をここで大きく二つにくくっておりますけれども、電力システム改革では三つの段階に分けて自由化を進めてまいりました。一番最初に自由化したのは、専門的になりますけれども、特別高圧という3万ボルト以上の電圧で直接電気を受電して利用するユーザー、いわゆる大工場です。そういったところの市場をまず第1段階として自由

化しております。それに続いて高圧電気、6,000 ボルトが主体になりますけれども、いわゆる町なかに張りめぐらされている配電線から直接電気の供給を受ける少し大きなユーザーです。この県庁舎もそうですけれども、そういったところを対象に自由化したというのが第2段階であります。それが2005年で行われました。その後残ったもの、いわゆる低圧と称しますけれども、一般家庭の100ボルト、200ボルトといった電圧で電気を使うユーザーについては、市場とすれば全体の40%の市場になるわけですが、これも将来的には自由化しようという方向で議論は進んできてはいましたが、残念ながら今まで自由化になっていませんでした。というのは、この自由化するための条件として小売部門の市場が、競争が十分になされている環境にあることが必要ということでございます。それはどういうことかということ、つまりほとんどが今は一般電気事業者、この地域ですと東北電力株式会社が地域独占ですとずっとやっておりましたので、そういったもののほかに、いわゆる新電力の市場というのがなかなかふえてこないといったことがあって、そういった状況で全面自由化してしまうと、逆に電気料金が競争が働いて安くなるのではなくて、高いところにとまってしまうという状況にもなりかねないということを懸念して、いろいろ議論してきたもののなかなか全面自由化に踏み切れなかったというのがこれまででございました。今回は、いよいよこの最後のところを全面自由化することを目指すということでございます。

○**小野寺好委員** 企業局のこれまでの仕事の一つとして、電力会社との売電単価の交渉があり、厳しいものがあつたと思うのですけれども、今後、ユーザーが選べるということは、発電事業者にとってもどこに売るか選べるわけです。今までは、どうせ多目的ダムの一部を使っているだけではないかと、そんなに高くななくても、6円とか7円でもいいではないかというような本当に厳しい時期が続いたのですけれども、今後、例えば東京電力株式会社に売ってもお金が入るかどうかわからないから中部電力株式会社に売ったほうがいいということも可能となり、企業局としてはビジネスチャンスになるのでしょうか。

○**細川経営総務室経営企画課長** 確かに御指摘のとおり、発電部門の自由化ということでございますし、小売部門が全面自由化されて、いろいろな職種から新たな参入というものが見込まれてきておりますので、企業局から見て電気を売る相手というものの選択肢はふえると考えております。あとは、電気料金についてどういうふうになるか、それは市場の動向という大きな要素も入ってくるかとは思いますが、その中で私どもは再生可能エネルギーによる電気なのだというのが一つの売りになるというふうに考えております。そういった意味で、選択肢はふえたというふうに捉えております。

○**小野寺好委員** 別に大きな電力会社ではなくても、今度新しくできてくるところでも高く買ってくれるところがあればそちらでもいいと思いますが、いかがでしょうか。

○**細川経営総務室経営企画課長** 企業局の経営と、決算ということを考えれば、当然少しでも高く売ったほうがいいという議論、視点があるというふうには考えております。ただ、先ほど最後に御説明したように、私どもは公営の電気事業でございますので、あくまで基

本として考えていくのは県民の福祉の向上という視点、これは外せないと考えていますので、そういったことをベースに、これからどういった方に電気を供給していったらいいのか、いろいろ局内でも議論していきたいと考えております。

○小野寺好委員 先ほど、再生可能エネルギーによる電気ということを強みにするというお話でしたが、ユーザーにしてみれば電圧と周波数だけが問題なわけで、あとは何で発電しても構わないわけです。そういったことで、必ずしも再生可能エネルギーが有利だと言えるのでしょうか。そういった観点で、6月定例会で企業局から相去太陽光発電所において1メガワットの太陽光発電を初めて挑戦してみたとの説明がありましたが、これは、この後どう見ているのでしょうか。

○細川経営総務室経営企画課長 6月定例会で審議をお願いした、いわゆるメガソーラー、相去太陽光発電所については、ことしの11月に運転開始を目指しておりますけれども、今のところそれに続く太陽光発電については計画ございません。当面は、高森高原の大規模風力発電などに注力をしていこうと思っております。

○小野寺好委員 今まで企業局中心にお聞きしてみたのですが、今度是一般の者として教えていただきたいのですが、例えば日産自動車株式会社のリーフとか三菱自動車工業株式会社のアイ・ミーブなどの電気自動車が出てきているのですが、ディーラーには電気を売る資格がないから、充電してもお金を取ることができないとなっています。今後はこういった一連の改革の中で、ディーラーが太陽光発電を屋根につけたりとか、温度差などいろいろな形で電気をつくった場合に、今後、やはり一々お金を出して買うことになるのでしょうか。

○細川経営総務室経営企画課長 現在の電気自動車の充電については、基本的には無料のところもあるし、一部有料化を始めたところもあると聞いております。基本的には、電気自動車への充電については、今のところ、電気事業法で言うところの小売には当たらない制度になっていると聞いております。今後については、例えば電気自動車と電気のセット販売、先ほど御紹介しましたけれども、そういった多様なメニューの中の一つとして、そういったサービスの提供が生まれてくるということが期待されているという現状であると考えております。

○小野寺好委員 送配電網なのですけれども、日本電信電話株式会社の設備も、国民の財産だという捉え方があるのですけれども、幹線となっている送配電網については開放されるのでしょうか。現在は、あちらこちらで、例えば太陽光発電をやったとしても送配電網の容量がないから利用できないと断られたりするのですけれども、ところが、今後は、それは国民の財産だとして開放されるのか、その辺の見通しはいかがでしょうか。あと最近のところでは、青森県から仙台市まで3,000億円をかけて整備された送配電網も開放されるのでしょうか。

○細川経営総務室経営企画課長 まさに送配電網については、今までは一般電気事業者がみずから整備して運用してきましたが、それをいわゆる託送制度を創設して新電力も自由

に利用できるようにしようということで、制度はそれぞれ少しずつ手直しされて進んできております。ただ、今、問題になっておりますのは、送配電網に接続する太陽光発電だったり風力発電が物理的に接続できるかどうかというところに制約があって、なかなか再生可能エネルギーをやろうとする事業者の希望どおりに接続できない状況です。例えば電線が細くて、ある一定以上の電気は流すことができないといった物理的な制約があるというふうに承知しております。今回は、現状ですと今後の再生可能エネルギーの大幅な普及というのはなかなか望めませんので、そういったことを解決していくための方策の一つとして送配電部門の中立性も必要というところが改革の一つになっております。これは、先ほど紹介した全国的な組織である広域的運営推進機関を創設して、そこで全国的な視点で送配電網の運用の仕方を見ていこうと、あるいは必要であれば新たな送配電網を建設していこうといったものを狙いとしていることも承知しております。そうすることによって再生可能エネルギーの普及も促進していこうということを狙いしていると承知しております。

次に、青森県から仙台市まで、いわゆる 50 万ボルトの幹線の送配電線、これを新たに東北電力株式会社で整備したということがございますけれども、それについては東北電力株式会社が将来的に東北地方の安定的な電源供給のために必要な送配電線という位置づけで建設したと聞いております。岩手県内でも途中、岩手町でしたか、1カ所変電所に接続になっておりますので、そういった 50 万ボルトの送配電線も経由した電気の安定的な供給が実現すると承知しております。

○**小野寺好委員** 例えば北海道の東部とか南部、あるいは青森県とか岩手県の県北地域において、送配電網のための特別な会社の設立という話が言われてきたのですけれども、そういった新たな送電のための会社について、今のところ見通しはどのようなのでしょうか。

○**細川経営総務室経営企画課長** 全国的には、今回また北海道で新たな募集があったというふうに聞いておりますけれども、再生可能エネルギーを手がけようとする事業者みずから送配電網を建設していったり、共同で建設していくといった新たな試みも始められていると聞いております。そういったことが進んでいけば、また今とは違った状況になってくると考えております。

○**小野寺好委員** 岩手県内ではどうでしょうか。

○**細川経営総務室経営企画課長** 残念ながら、県内についてはまだ情報はございません。

○**郷右近浩委員長** 今、小野寺委員の質疑の中での確認なのですけれども、送配電網の中立性という問題と、それから、今、お話がありましたとおり、新たに事業者がそれぞれ送配電網をつくっていくという考え方とあると思います。企業局が発電した電気は、現在は東北電力株式会社の電線を通してのわけです。そうすると、当然その電線にはやはり何キロワットなり、どのぐらいの電気しか流れないという中で、それを本当にいろいろなところから電気が入ってきたり通ったりするというようなことが果たして可能なのか。また、さらには東北電力株式会社の所有の電線について、中立性を保っていくということで、東

北電力株式会社が自分自身の持ち物ではないからみんなで使ってくださいという形になって、例えば岩手県として発電したものをどこか東北電力株式会社以外のところに売電するといったことというのは、今の改革の考え方だとできるようにすることを目指しているという考えでよろしいのでしょうか。

○細川経営総務室経営企画課長 まず、送配電線については、現在は東北電力株式会社がいわゆる発電所を建設して送配電網を整備して小売りするというので、3部門を一貫して手がけております。そういったことで、なかなか再生可能エネルギーの電気が送配電線に接続されていないのではないかといった問題も提起されているところでございます。今後は送配電部門を今の東北電力株式会社から抜き出して別会社にしようという方向になります。法的分離ということになっておりますけれども、そういった格好で、今、国は、送配電部門を全く独立の組織にするということを目指しております。そうすることで、物理的に接続できるかどうかといったところの議論だけで接続を認める、認めないといった判断が下される、そういったことを期待しているというふうに承知しております。

あとこういった送配電網を利用して他地域への供給ということでございますけれども、それは現在も新電力が既に行っている現状でございます。例えば北海道の発電所の電気を各新会社が買い取りして東京都の利用者に供給するというものです。その間の送電線は、例えば北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社の送配電網を經由して電気を供給するといったことは既に行っておりますので、そういったことも選択肢の一つとしてあると考えております。

○郷右近浩委員長 確認ですが、岩手県の発電事業につきましては、いろいろ検討しながらということでもありますけれども、この改革の流れに乗り、年度で区切っていくと2016年に小売の自由化、ここで恐らく岩手県としては発電事業者という立場になるのだろうと思います。そして、2018年から2020年で送配電網の中立化ということで、そこに適応していくという話になっていくと思うのですけれども、そうするとただ問題はそれとおりの金額というのが需要と供給で成り立っていく以上、もしかしたらさまざまな業者がいっぱい出てきて、そして先ほど小野寺委員の質疑のように、火力発電であろうが、再生可能エネルギーであろうが構わないといったときに、火力発電のほうが発電コストが低いということで、安い電気の需要が伸び、当然、企業局にとっては売電単価をどのようにするかという悩ましい問題が出てくると思います。資料の最後のほうに出てくる岩手県の中期経営計画については2020年度までの3年ごとに策定とはなっておりますけれども、本当に常に経営努力というか、経営に気を配っていかなければいけない状況になると思うのですが、そのような認識でよろしいのでしょうか。

○細川経営総務室経営企画課長 まさに御指摘のとおり、今後、自由化ということでございますので、誰にどういう値段で電気を供給していくのか、これが最大の課題となると考えております。現時点では、まだ市場がどういうふうに動いていくのか、あるいは先ほど申し上げた再生可能エネルギーに対してどれだけの価値が価格としてつけられるのか、そ

ういったところも情報を収集しながら、私どもも供給先を考えていく必要があると考えております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかになければ、これをもって電力システム改革の動向について調査を終了いたします。

次に、工業用水道事業の収支見通しについて調査を行います。当局から説明を求めます。

○野崎業務課総括課長 それでは、工業用水道事業の収支見通しについて御説明申し上げます。きょうの説明は、まず初めに工業用水道事業のこれまでの経緯を説明させていただいた上で、現状における課題として昨年度の契約水量の減少、次にそれによる収支の見通しを、最後に今後の対応について説明させていただきます。

初めに、工業用水道事業の経緯についてですが、本県では昭和40年代後半の高速交通網の整備の進展により、特に鉄道や道路網の結節点にあった北上地域では工業化に拍車がかかるものと期待されていきました。このため県では、産業振興及び雇用拡大等の観点から、県企画開発室において県勢発展計画に工業用水の整備を定めて、調査、許認可及び工事等が進められました。その後、昭和50年12月末にこの工業用水道事業が県企画開発室から企業局に引き継がれました。その後、企業局において引き続き施設整備が進められ、昭和53年には北上工業団地に、昭和56年には金ヶ崎工業団地にそれぞれ工業用水を供給開始しました。また、工業用水の需要拡大により、平成4年から北上工業団地に第三北上中部工業用水道を開始し、その後効率的な運営を目的に事業統合を行い、現在は第一北上中部工業用水道と第二北上中部工業用水道の二つの事業で給水を行っています。また、第二工業用水道では入畑ダムを、第三工業用水道では早池峰ダムの水利権をそれぞれ確保し、事業開始したものです。

これは、北上工業団地の写真です。右下に見える北上川から取水し、浄水場で浄化し、中央に見えます北上工業団地の12ユーザーに工業用水を供給しています。

これは、第二工業用水道の取水口と浄水場です。

これは、金ヶ崎工業団地で6ユーザーに対し、工業用水を供給しています。

これは、第二工業用水道の送水管ルートです。第二工業用水道は、浄水場から金ヶ崎工業団地まで離れており、北上市にある相去浄水場から東北本線や東北自動車道を横断し、総延長で10.4キロメートルの配管を布設し、供給しています。本工業用水道施設は、建設後30年以上経過し、これまで老朽化した電気、機械設備の計画的な更新を実施してきました。今後も設備更新が続くとともに、さらに配管においては一斉に耐用年数を迎え、更新需要が発生するという状況にあります。

このため、平成22年度から平成24年度に配管の劣化調査を実施しました。右側は、送水管の表面ですが、腐食によるくぼみが見えます。左側の写真では、配管内部はさびのため凹凸が出ています。

これは、配管と配管をつなぐ可とう管ですが、左側が沈下し、ずれが生じています。

これらの配管の一斉更新には莫大な費用が必要となるため、平成 24 年度に配管更新基本計画を策定しました。更新に当たっては、劣化が著しい配管や可とう管を優先的に更新するとともに、配管の二重化や耐震化についても取り組むこととしています。

また、工業用水は昭和 53 年度から供給を開始しましたが、その後半導体製造事業の進出に伴い、工業用水の一般水をさらに浄化したろ過水の需要が生じました。このため、新たに北上ろ過施設と金ヶ崎ろ過施設を建設し、ろ過水についても昭和 59 年度から供給を開始しています。

次に、施設の概要についてですが、建設費は総額で約 182 億円に上っております。また、現在の契約水量は一般水が日量で 3 万 8,431 立方メートルとなっており、契約率は 70.5% となっています。

次に、これまでの経営状況についてですが、本県の工業用水道事業は水利権の確保をダムに求めなければならなかったため建設費が増嵩すること、建設費の約 75% が企業債等の借入金で、借入金の割合が非常に高いこと、借入金の当時の金利が 6% 以上の高金利であることなどから、事業引継当初から厳しい経営が予想されていきました。また、企業誘致や工業用水需要が県勢発展計画どおり伸びなかったこともその後の要因として挙げられます。

この資料は、これまでの収益的収支の状況をまとめたものです。黄色の棒グラフが収益、青色の棒グラフが費用、赤の折れ線が純損益、ピンクの折れ線が累積欠損を示したものです。まず、収益から費用を差し引いた赤の折れ線の純損益は、昭和 53 年度の事業開始当初から赤字計上を重ねましたが、経営改善に取り組んだ結果、平成 9 年度に黒字に転じました。平成 24 年度に赤字になっていますが、これは入畑ダム共同施設の一部有償譲渡により特別損失を計上したため、一時的に赤字になったものです。次に、ピンクの折れ線の累積欠損金は、事業開始からの赤字計上により、平成 8 年度には最大 13 億円まで増大しましたが、平成 9 年度以降の黒字により平成 21 年度に解消しました。その後平成 24 年度に入畑ダム共同施設の一部有償譲渡により欠損金が発生しましたが、平成 25 年度には解消しております。

次に、資本的収支の状況ですが、黄色の棒グラフが建設費、緑の棒グラフが改良工事費、水色の棒グラフが資金不足額、赤の折れ線が企業債等の残高を示したものです。赤の折れ線の企業債等残高は、黄色の建設費の高まりにより増加し、平成 4 年度に 115 億円まで増大しましたが、その後高金利企業債の繰上償還等を行い、平成 25 年度には 48 億円まで減少しました。黄色の棒グラフの事業開始に要する建設費は平成 15 年度で終了しましたが、その後は緑の老朽化対応による改良工事が増加しています。最後に水色の棒グラフは、企業債等の元金償還の資金が不足したため、他会計からの借入金等で補ったものです。平成 9 年度から平成 23 年度までの 15 年間は、先ほどの収益的収支では黒字ですが、資本的収支では資金不足のため借入れを行っています。



次に、経営改善の取り組みについて説明いたします。企業局では、厳しい経営状況を改善するために、平成3年度に旧自治省の経営健全化団体の指定を受け、平成3年度から平成10年度まで経営健全化に取り組みました。具体には、企業債の利息、償還元金及び高金利繰上償還に要する経費について一般会計からの支援を受けております。また、平成4年度には給水料金を1立方メートル当たり36円から45円に改定しました。さらに、その後も多額の累積欠損金を抱えていたため、平成11年度から平成22年度まで県独自の経営健全化計画を策定し、一般会計からの支援を引き続き受けながら経営改善に取り組んだものです。

次に、契約水量の減少について説明いたします。昨年度は、年度途中において株式会社富士通ファシリティーズエンジニアリングの契約廃止、株式会社デンソー岩手の新規契約、トヨタ自動車東日本株式会社の増量契約がありまして、結果として契約水量が減少しました。

これは未売水の状況ですが、青が計画給水能力で、赤が契約水量となり、青と赤の差が未売水となります。これまでは、収益を生み出さない多くの未売水を抱え、これが経営を圧迫してきました。このため、平成24年度に入畑ダム共同施設の一部有償譲渡により水利権の一部を農業用水に転用し、多くの未売水を解消したところです。赤の最後が減少していますが、これが昨年度の契約水量の減少になります。

次に、平成25年度決算と平成26年度当初予算の状況を説明いたします。平成25年度決算は、純損益では1億2,300万円余の黒字となり、これにより平成24年度に発生した1億1,800万円余の累積欠損金を解消しました。また、平成26年度当初予算では2,800万円余の赤字になる部分です。なお、資本的収支の差し引き不足額は、損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填します。この内部留保資金が枯渇しますと資金不足となるものですが、資金不足とならないためにも収益的収支の純利益等を確保して改良工事等の資本的支出の財源に充てる必要があります。

次に、今後の収支の見通しですが、収益的収支では黄色の収益は今回の契約水量の減により収益全体の1割以上を占める約1億600万円が減収となりました。今後の収益については、新規契約や増量契約がない限りは黄色の矢印のとおり横ばいで推移する見通しです。また、費用は老朽化対応による改良工事費の増加により、企業債利息と減価償却費が増加するため、青の矢印のとおり増加します。これにより赤の純損益は悪化に向かい、この状況が続く場合は数年後には赤字になる見込みです。

一方、資本的収支では、老朽化対応による緑の改良工事費が増加し、今後10年間平均では年間5億円から6億円程度が見込まれております。これにより赤の借入金も増加する見込みです。企業局としては、借入金が増加していく以前の経営に戻ることは避けたいと考えていますが、今回の収益減により収益的収支からの補填が減少し続ける場合は、資本的収支においても近い将来水色の矢印のとおり資金不足が発生する見込みです。現在、今後の工事費を見直ししており、これに基づく収支見通しを精査中ですが、収益的収支が赤字

になる時期や資本的収支が資金不足になる時期が多少動くことはあるものの、経営が厳しくなっていく状況は変わらない模様です。

最後に、今後の対応ですが、企業局としては今後もこの状況が続く場合は、一部施設設備の休廃止や収益を生み出さない未売水の対策についても検討せざるを得ないと考えています。しかし、施設設備の休止や廃止を行った後に、新規契約や増量契約の申し込みがあった場合は多大な再稼働費用が発生することに加えて、再稼働までには相当の期間を要することとなります。また、水利権の許認可変更についても相当の期間を要します。このような状況は、県の企業誘致に大きく影響を及ぼしかねないものであり、この対応に当たっては公営企業の経営という観点のみならず、県の産業施策と連携した対応が必要であると考え、現在関係部局と協議を進めているところであります。

以上で工業用水道事業の収支見直しについての説明を終わります。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○佐々木茂光委員 これまでの経営状況ということで、②で企業誘致や工業用水需要が県勢発展計画どおり伸びなかったと説明がありました。今、今後の対応の中で、県の産業施策と連携した対応が必要であるという認識の中に立っているようでございますけれども、現在ではどのような取り組みが進められているのでしょうか。

○野崎業務課総括課長 工業用水道事業につきましては、ごらんの内容のとおり県勢発展計画の中で水需要を想定し、企業誘致を進めてきたところですが、工業用水需要や企業誘致が計画どおり伸びなかったことから、未売水を抱えて経営が厳しくなっている状況であります。今後におきましては、一旦は経営が改善されたところではありますが、供給水量の減少などにより今後厳しくなる中で、現在いろいろと長期収支を見直ししながら計画、見直しを見直しているところであります。それらを踏まえ関係部局と連携しながら対応を検討しているところでございます。具体的なものについては、まだ決まっているものではございませんけれども、検討中でございます。

○佐々木茂光委員 私が言いたいのは、今こういう結果が一応まとまりましたということですが、思うように企業誘致も進まない、水がどんどん必要とされなくなっているわけだから、この計画をまとめる段階には、既に経営が厳しくなることは見えてきていたわけです。今こういう話が出るのはやはりいかなものかと思うのです。ただ、やはり水を使っただけの企業に来てもらう努力は、当然今からやりますではない、もしかするともう既にそういう対応はされていると思いますけれども、そういうところをもっと早く積極的に取り組んでいかないといけないと思います。今、企業誘致だつてどこの自治体もそうかとは思いますが、なかなか呼んでも来てくれない状況があると思います。とりあえずはどこに声をかけるかという問題以前に、来てくれない理由は何なのかということについては、これまで検証されてきた原因の中で、本当の原因がどこにあるのかという本家本元を内部で取りまとめていくべきです。実はそういうところはもうやっているのでしょうか。どうなのですか。

○野崎業務課総括課長 経営が厳しくなったという一つの原因が、株式会社デンソー岩手に切りかえたことによる減量ということがありまして、それまでは順調に黒字経営をしていくという見込みで平成25年までは予想は立てていたところでもありますけれども、減量ということになった段階で経営が厳しくなったことが見えてきたということがここ1年の動きでございます。それを踏まえまして今後どうするかということについて、今の状況をいろいろな観点で検討しながら進めていきます。まずは、企業局としては事業をどのように進めていくか。それから、企業誘致につきましては関係部局や、それから北上市、金ケ崎町などとともに情報共有しながら、そういったところに働きかけを行いながら進めているところでございます。

○佐々木茂光委員 ちなみに、今後の水の需要について、水を必要とする業種というのはどういうのがあるのですか。今は昔と違って余り水を使わない企業が随分見えているような気がするのですが、我々が本当に水を使っていたきたい企業というのはどういう産業、業種なのですか。

○野崎業務課総括課長 現状を踏まえまして見ますれば、半導体産業などは大量の水を消費していただけるところで、現在もそういったところが大口のユーザーになっておりますので、そういったところで例えば増産による水の増量など新規立地に限らない増量も期待しているところではございます。

ただ、なかなか最近の経済情勢が厳しい中で、各ユーザーもリサイクルとか節水、それから電気料金の値上げとか、いろいろな資材の値上げとかもありまして、節水のほうにもかなり一生懸命取り組んでいるという状況ですので、なかなか期待どおり進むかどうかというのは見えないところではございます。また新たな業種というのもあらわれてくるかもしれないですが、大口とすればやはり半導体産業に期待しているところではあります。

○高橋但馬委員 この配管の劣化の調査というのが行われているのですけれども、この劣化しているものというのは全部布設がえをしないとイケないものなのですか。

○野崎業務課総括課長 劣化した配管につきましては、直せる部分もあるところもありますけれども、基本的には更新という形になります。ということで、平成24年に更新計画を立てまして、15年間の更新期間を立て、計画的に更新作業を進めていく。この更新に当たっては、可とう管の耐震性を考慮しながら地震にも強いものに変えていくという計画で進めていきます。

○高橋但馬委員 ありがとうございます。これからこの改修に費用が年間で5億円から6億円かかるという状況で、ただ、しかしながら最後のページを見ると、ここの対応をしないと企業を呼ぶことができない、とめるわけにもいかないという非常に苦しい状況になると思うのですが、この企業の誘致に対して企業局として今後どのように取り組むのか、見通しをお知らせ願います。

○佐々木企業局長 おっしゃるように我々は安定供給を図るということで、事故があっては、それが一番いけないことですので、計画的に設備を改良、修繕をしていく必要がある

と思っておりますので、そういう経費はかかっていきます。ただ、一方、収入が減ってきておりますので、何とか先ほどもお話しいたしました増量、または新規の企業の誘致を商工労働観光部と連携をとりながらやりたいと思っております。ただ、先ほどの水を使う用水型の企業というのは、なかなか県内の中でも業種的に厳しくなっていると思いますので、どうしても拡大というのは厳しい状況です。今、ユーザーの中に、岩手東芝エレクトロニクス株式会社がございますので、何とか岩手東芝エレクトロニクス株式会社の新工場を県内に誘致できればと思っております。そのためにいろいろ商工労働観光部と働きかけを行っております。また我々も一般的な企業誘致活動について、企業局ともいろんなプレゼンスの場所に参加して、情報提供して企業誘致にも力を入れたいと思っております。

○小野寺好委員 北上市とか金ケ崎町の企業で、企業局から水を買わないで、自前で地下水を掘って使っている企業はあるのでしょうか。あるとすれば、1日に、この供給量のうちの何%ぐらいになっているのでしょうか。

○野崎業務課総括課長 何%になっているかについては、わかりません。これは個別のデータになりますので、お話しできないというか、当方のほうでもデータは押さえておりません。それで、地下水の利用についてでございますけれども、まず工業団地では地下水が豊富とまではいかないまでも、十分に数千立方メートルぐらいの地下水はくみ上げられるような状況にあるとは聞いております。ただ、業種によっては水質の合わない場合もあるようなところもありまして、上水道と合わせて地下水とくみ上げて活用している聞いています。工業用水を引っ張るとなると、ある程度の規模が必要になり、まだそういう段階には至っていないので、地下水を活用していくような状況となっております。

○小野寺好委員 排出している量からして地下水の利用量はわかるのではないのですか。違いますか。

○野崎業務課総括課長 排出している量も把握できていない状況です。排出するとなると、下水道なり河川への放流ということになります。そういったデータは公表されておりませんが、我々も把握しているところではありませんので、計測することができない状況があります。

○小野寺好委員 排出量は把握していないということは、勝手に流してもいいのですか。

○野崎業務課総括課長 企業局としては把握していないということで、市町村などでは把握しているかもしれませんが、市町村の把握の状況も把握しておりませんので、申しわけありませんが、今お答えできないところでございます。逆の話になりますけれども、上水道であれば給水量ということから、下水道もそうなのですけれども、一般家庭でも給水量から下水量を把握するという事はありますが、地下水ですとメーカーが独自に地下水をくみ上げてということになりますので、それをどのように使って、どの部分で排出するかというのはなかなか把握できていない状況でございます。

○小野寺好委員 10年くらい前だったかと思うのですが、春のゴールデンウィークのときに小型のタンクローリーがひっくり返って、工業用水道の取水に影響を及ぼした事

故がありました。10年くらい前の事故なのですが、記憶がないでしょうか。金ヶ崎町の工業団地が全く仕事ができなくなってしまいました。その後、危機管理がきちんとなされていないということで、自前で地下水をくみ上げることを考えるようになったときがあったと聞いたのですが、そういった部分の危機管理について、先ほどの配管の耐震化だとか管を2本やるとかいろいろ考えたかと思うのですけれども、どう考えておりますか。

なお、わかっていれば、その事故のときに、たしか企業局は賠償しなかったと思うのですが、どうだったでしょうか。自分たちの責任ではなく、ひっくり返ったタンクローリーが悪いのだということで賠償しなかったと記憶しているのですが、どうだったでしょうか。

**○野崎業務課総括課長** この事故原因につきましては、工業用水道事業に起因する事故ではなく、ダムの事故が原因となっておりますので、この場合は工業用水道の料金については基本的に免除を行っておりますけれども、企業局として賠償はしておりません。油対策につきましても、日頃から油防止キャンペーンとか、それから北上川水系水質汚濁対策連絡協議会主催の訓練に参加して油漏れの状況なども岩手河川国道事務所から特に情報をいただいで適切な対応をとるようには努めております。取水口においても油膜検知機を設置して、あとはオイルフェンス設置、油吸着マットなど設置して、万一、油が河川に流れたとしてもそれが入らないように、あるいはできるだけ食い止めるような形での施設対応、訓練は当然行うべきと思っております。

**○郷右近浩委員長** 私から確認でございますが、先日、当委員会で宮城県に調査に行かせていただいた際に、先ほど野崎業務課総括課長からもお話ありましたとおり、宮城県でも工業用水道事業に関してはどの企業もやはり節水であったりとか、さまざまな自助努力を行っており、水使用量全体が落ちているという事例をお話いただきました。例えば岩手県において今後新しい企業を呼び込む場合、極端な例では岩手東芝エレクトロニクス株式会社の新工場が北上市に来てくださればといっても、恐らくそうすると新工場はさらに節水機能を最先端の形で持ってきて見込みよりも水の使用量が恐らく少なくなり、また、今後、各企業がそうした努力を重ねていけば、ますます水の使用が少なくなっていくということが想定されると思います。とすれば、設備投資が必要になってきますが、例えば奥州市江刺区の工業団地までパイプラインを延ばすとか、そうした別の近隣のところにさらに水を運ぶといった考えはないのかどうかを確認させていただければと思います。

**○野崎業務課総括課長** 今のところ、今のお話のような構想は持っていませんし、新たな水の確保ということになりましても、水利権の問題とか、設備投資、それから水需要をどう予測し、適切な時期を想定し、どういった適切な設備にするか、いろいろな難しい問題がありますので、そういった新たな計画というのは現段階では持ち合わせておりません。

**○郷右近浩委員長** 確認ですが、先ほども、結局、今回は水利権を譲って、それで何とか収支の均衡を保ってきたという説明ですけれども、これ以上水の需要が減っていくと、それを至るところで繰り返していくことになるのでしょうか。できるところ、できないところでいろいろな対応の形が出てくると思いますが、水自体は結局あるのだけれども、今度

は、では売らなければならないという作業になってくるのか、それとも、もっと規模を縮小するという事はこれ以上できるものなのかどうか分かりませんが、結局、今あるパイの中で規模を縮小するという考えしかないのかどうかを確認させていただきたいと思えます。

○野崎業務課総括課長 水需要が減ってくる場合は、やはり設備の縮小、ダウンサイジングとか配管の径を小さくしていくとか、そういったことで設備そのものを小さくして、うまくそれぞれ適切な規模に持っていくということは想定されますけれども、万が一その場合に、今度は新規需要があった場合、先ほども佐々木局長がお話ししたところですが、対応できなくなってしまうというのがあります。ある程度の余剰水というのは確保した中で営業していくということが必要と考えております。現在、未売水としては、第一工業用水道で1万1,300立方メートルと第二工業用水道では4,700立方メートルぐらいはありますけれども、もし半導体事業の増量があれば、そういったところに賄えるだけのものを確保しておかなければならないし、またあるいはどのような新規事業があるかというのは想定できないのですけれども、そういったものにも備えておかなければならない事情があります。ですから、今のところはそういうところで進めている状況でありますので、さらにもっと具体的に減量ということが想定になった場合に、またそれなりに設備を縮小、あるいは入畑ダムと同じような形で水利権の有償譲渡みたいな形の対応も必要になってくる場合も想定されるとは考えております。まだ現在はそういう段階ではないということでございます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかになければ、これをもって工業用水道事業の収支見通しについて調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 なければ、これをもって本日の調査を終わります。

次に、9月2日に予定しております閉会中の委員会についてであります。さきの委員会において決定いたしましたとおり、築川ダムについて、お手元に配付の日程により現地調査を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。当日は、委員会室で開会后、バスで現地に向かいますので、あらかじめ御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。